

令和5年度第1回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和5年7月12日（水）
午後2時30分から4時まで
場所 調布市役所5階市長公室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について
- (2) 令和4年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について
- (3) 令和5年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について
- (4) ヤングケアラーへの支援について

4 協議事項

- (1) 令和5年度調布市青少年表彰について

5 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 多摩児童相談所からの情報提供
- (3) 中学校校長会からの情報提供

6 その他

【資料】

- ・資料1 令和5年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料2 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針
- ・資料3 令和4年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告
- ・資料4 令和5年度調布市青少年問題協議会関係事業予定表
- ・資料5 ヤングケアラーへの支援について
- ・資料6 令和5年度調布市青少年表彰スケジュール
- ・資料7 調布市青少年表彰規程
- ・資料8 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規
- ・資料9 令和5年度版東京都多摩児童相談所相談概況等

【次回会議】

日程：令和5年10月16日（月） 午前10時から11時30分まで
会場：調布市役所5階 市長公室

令和5年度 第1回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和5年7月12日（水） 午後2時30分から

2 会場 市長公室

3 出席 (1) 委員 12人
(2) 事務局 7人

4 会長挨拶

会長： こんにちは。今日は八王子のある地点で40度近いらしいですね。この辺も36～37度だと言っていました。暑い中お越しくさいますして、心から御礼を申し上げるところであります。

令和5年度第1回の青少年問題協議会ということで、日々の生活の中でいろんなことを皆様お感じのことと思いますが、このような協議の場を大事にこれからもさせていたいただきたいと思っております。

新たに今年度から委員をお願いした2名の方には、机上配付という形で委嘱状を交付させていただきました。今後とも色々専門的な見地から御達見を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

多くの方はご存じのように、7月は青少年の非行・被害防止全国の強調月間となっております。それで全国で様々な事業が実施をされているわけですが、7月3日は、我が町におきましても、調布、国領、つつじヶ丘、仙川駅において普及啓発物の配布等通じて、実に4年ぶりの啓発活動を駅等で行わせていただきました。私は国領に参りましたが、多くの方が御協力いただきまして、大変ありがたく思っているところでございます。ありがたいなと思うときに、コロナがございましたけれども、こういう地道な活動をこれからも展開していくことが大変重要だなどと改めて思っているところでございます。

そのコロナでございませけれども、ご存じのように、取り扱いが5月8日に5類指定に変更になったということでもありますけれども、専門家の意見では、まだこれからも多少感染者が増える可能性もあると。インフルエンザと同じように毎年気をつけていかなければいけないということかもしれませんが、ワクチンも、今、最多の方は6回打っていただいているわけですが、そのような予防活動には万全を期してまいります。しかし、万全を期しながら、これまで3年半の間、中止もしくは規模を縮小せざるを得なかった様々な事業、イベントに関しては、可能な範囲で、私どもは市民の様々な生活の中に、潤いのこともございませし、復活できるものはさせていきたい。4年ぶりに9月24日には花火大会も実施をしたいということで、台風が来なければと思っておりますが、そのようなことを考えております。子どもたちも、今年においても完全にコロナ以前の夏の楽しい生活に戻っているの

かどうか、つまびらかにいたしませんけれども、我々で環境をできるだけ整えてやりたいと思うばかりであります。

そのような中で、本日の協議会は青少年表彰の実施についてを議題としております。詳細な説明は後ほど事務局からさせていただきますけれども、変更点といたしましては、例年、10月から候補者を募集しているというようなシステムで実施をしてきたところ、前倒しをして7月から募集を開始するように変更したらどうかと考えて、そうなりますと被表彰者にもメリットが生じる、青少年表彰の意義がこれからも多くの方により分かっただきやすくなるという効果があるのではないか、というようなことを考えております。

それを含めまして、本日も限られた時間ではございますが、皆様方に様々な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 各委員自己紹介

6 資料確認 事務局から配布資料の確認

7 趣旨説明

事務局： 本日新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、改めて本協議会の趣旨について説明をさせていただきます。

調布市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき設置され、市長を会長として青少年に関する機関や団体の代表の皆様が様々な視点から連絡、調整、協議、情報交換を行い、青少年問題に関する総合的施策を検討するために必要な事項を調査・審議する機関でございます。

本協議会では、2年ごとに調布市青少年健全育成方針を策定しており、前回は昨年度に令和5・6年度分の方針を策定いたしました。また、毎年、調布市青少年表彰の被表彰者の決定も本協議会にて行っております。

なお、本日の会議録につきましては、情報公開の観点から事務局で作成し、委員の皆様には後日御確認をいただいた上で、4階の公文書資料室に配架するとともに、調布市公式ホームページに掲載いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

以上で、本協議会の趣旨についての説明を終了いたします。

8 報告事項

- (1) 令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について
- (2) 令和4年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について
- (3) 令和5年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について

会長： 次第3「報告事項」の(1)令和5・6年度調布市青少年健全育成方針について、
(2)令和4年度調布市青少年健全育成方針関連事業の実績報告について、及び(3)令

和5年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について、事務局から併せて御報告を申し上げます。

事務局： それでは、(1)から(3)まで併せて御報告いたします。

本年度1回目の協議会でございますので、現在の調布市青少年健全育成方針の概要を説明させていただきます。資料2を御覧ください。調布市青少年健全育成方針は2年ごとに改定を行っており、現在のものは今年2月に委員の皆様から御承認をいただき、改定を行ったものとなっております。

この方針は、次代を担う青少年が、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適に伸び伸びと遊び、学び、夢と希望を持ちながら生き生きと育つことを目的としており、家庭、学校、地域、行政が連携して各種の施策を推進していくことを定めております。また、この方針の構成として、前段の文章では現状と課題をまとめており、後半では重点的に取り組む内容を重点目標及び推進事項として取りまとめております。

資料2の2ページ目から3ページ目を御覧ください。ここに示すとおり、重点目標として、1家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、2青少年の社会参加活動の推進、3健全な環境づくりと非行防止活動の推進の3つを定めており、さらに、各目標に基づき実施する推進事項を定めています。

今年2月に行った改定の主なポイントとしては、1点目は、成年年齢が18歳に引き下げられたことについて、2点目が、SNS等における誹謗中傷の書き込みなどインターネット上のいじめについて、3点目が、家族の介護や看病等を担うことで青少年に過剰な負担がかかるヤングケアラーなどの新たな問題について、4点目が、子どもが安全にインターネット等を利用できるよう保護者が制限をかけるペアレンタルコントロールの活用について、以上の4点を現状と課題として前段の文章に追加したことが挙げられます。

また、SNS等に起因する犯罪被害児童数が依然として高い水準にあることや、薬物の中でも特に大麻の使用が青少年の間で拡大していることを強調して記載していることも挙げられます。

簡略ではございますが、令和5・6年度調布市青少年健全育成方針についての説明は以上となります。

なお、方針の詳細な内容については、後ほど本資料を御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、報告事項(2)に移らせていただきます。

調布市青少年健全育成方針関連事業の実施状況について説明いたします。資料2と併せまして、資料3を御覧ください。先ほど説明しましたとおり、青少年健全育成方針では、重点目標として家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援、青少年の社会参加活動の推進、健全な環境づくりと非行防止活動の推進の3つを定めており、さらに、目標ごとに実施する内容を推進事項として設定しております。この資料3は、方針に定める推進事項に関連する諸事業の昨年度における実績を取

りまとめたものとなっております。

資料3の1ページ目のまず中段を御覧ください。重点目標1家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援に、推進事項として位置づけられている子育てへの支援という項目についてですが、児童青少年課では子育てひろば事業を実施しております。これは、各児童館において、子育て中の保護者及びこれから子育てを始める保護者を対象に、居場所の提供と相談、栄養指導、歯科衛生指導などの健康講座を実施するもので、昨年度の実績は、子育て相談が1,787件、子育て講座等の実施回数が3,762件、助産師相談件数が812件となっております。

続きまして、資料3の4ページ目を御覧ください。同じく重点目標の推進事項である困難を抱える子ども・若者への支援については、児童青少年課では、子ども・若者総合支援事業ここあを実施しております。これは、ひきこもりや不登校、無業等の困難を抱える子ども・若者への支援を総合的に実施するものです。昨年度の実績は、相談事業の延べ利用人数が8,102人、居場所事業の延べ利用人数が850人となっております。

ほかにも、重点目標、2青少年の社会参加活動の推進においては、児童館交歓フェアや児童館まつりなど、当課だけでも様々な事業を実施しておりますが、本日は他の議事もございますので、各事業の実績などの詳細に関しましては後ほど本資料にて御確認くださいますようお願いいたします。

なお、昨年度報告いたしました令和3年度の実績は、多くの事業が新型コロナウイルスの影響により中止となっておりますが、令和4年度については感染症対策などの様々な工夫を図りながら各事業を実施いたしました。今年度は5類に変更になったこともあり、ようやく各事業が通常どおりに実施される予定となっておりますので、当課といたしましても、青少年の健全育成を推進するため各事業に取り組んでまいります。

続きまして、報告事項(3)について説明いたします。資料4を御覧ください。令和5年度調布市青少年問題協議会関係会議及び事業予定について説明いたします。

資料4は、青少年問題協議会に関係する会議や児童青少年課での事業について、今年度の予定を一覧にまとめたものとなっております。表の左端にありますとおり、上段に会議、下段に事業と分けて記載しております。

まず、会議の部分ですが、本青少年問題協議会は一番上の行に記載しており、本日を含め年3回の開催を予定しております。次回は10月16日月曜日、第3回が2月1日木曜日の開催を予定しております。また、その下段には、青少年問題協議会の下部組織である調布市青少年補導連絡会の予定を記載しており、こちらは年4回の開催を予定しております。

ほかにも、各地区で様々な活動を行っている健全育成推進地区委員会の会長で構成された健全育成推進地区代表者連絡協議会は8月、11月、2月を除く月で開催しており、ソフトボール大会の開催に向けた検討や各地区での取組に関する情報交換などを実施しております。また、先ほど御説明しました子ども・若者総合支援事業

ここあをはじめとする様々な支援機関で構成される調布市子ども・若者支援地域ネットワークは合計で年6回開催を予定しております。

続いて、事業についてですが、こちらには当課における青少年の健全育成に関する諸事業の予定を記載しております。なお、7月はこども家庭庁が青少年の非行・被害防止全国強調月間として定めており、様々な取組を全国的に集中して実施しております。調布市においても、7月3日月曜日に調布、国領、つつじヶ丘、仙川の4駅にて普及啓発のための広報活動を、法務省が主催する事業である社会を明るくする運動と連携して実施いたしました。また、25日火曜日には、仙川駅での非行防止街頭パトロールを青少年補導連絡会にて実施予定であり、ほかにも、市の公式TwitterやLINEなどのSNSを活用した情報発信を実施しております。

なお、今月以降の健全育成に関する事業としましては、11月26日に開催予定の健全育成地区親善ソフトボール大会と3月2日に開催予定の青少年表彰式があります。また、そのほかにも児童館事業や子ども・若者育成支援事業がありますが、これらの詳細については後ほど資料を御確認くださいようお願いいたします。

説明は以上となります。

会長： 報告は以上であります。何か御質問等ございますか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

では、今後の事業予定等の御確認をいただきたいと思っております。

(4) ヤングケアラーへの支援について

会長： 続いて、(4)ヤングケアラーへの支援について、事務局から御説明いたします。

事務局： (4)ヤングケアラーへの支援については、担当部署である児童虐待防止センター担当から報告いたします。

担当： それでは、少しお時間を頂戴いたしまして、調布市におけるヤングケアラー支援について御説明をさせていただきます。

ヤングケアラーについては、調布市においても平成30年頃から介護に係る課題として注目されていましたが、全国的にその対策は進んでいなかった状況です。このところで国においても令和4年度から3年間を集中取組期間と位置づけ、市としても取り組んでいるところです。ヤングケアラーについて改めて確認をさせていただき、今後の調布市の取組について説明をさせていただきます。

本日の内容は、目次のとおり9点となります。

初めに、1 ヤングケアラーの定義についてです。ヤングケアラーは法令上の定義はありませんが、一般に、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされていて、具体例として絵に示されているような10項目を挙げています。また、18歳を超えた大学生であっても、その家庭の状況に鑑み通学することができない場合等は、支援が継続されることが重要であるとされています。

次に、2 ヤングケアラーの現状と直面する問題についてです。令和2年度の厚生

労働省の調査では、回答した中学2年生のうち5.7%、17人に1人がヤングケアラーであり、1日平均4時間も家事や家族の世話をしています。また、ヤングケアラーのうち67.7%は家族のことやお世話の悩みを誰かに相談したことがないと回答しています。大人が行うような家事や家族の世話などを日常的に行っていると、勉強や睡眠の時間が十分に取れない、遅刻等が増える、友人とコミュニケーションを取れる時間が少ないなど、学業や友人等に影響が出てしまう場合があります。

次のページをお願いします。3国の動向等についてです。国では、平成30年度からヤングケアラーについての調査を実施し、また、令和3年度には厚生労働省、文部科学省が共同でヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、令和3年5月17日に取りまとめ報告を公表しています。

この中で、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい構造であること、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分ではなく、また、自治体での現状把握も不十分であること、ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また福祉機関の専門職等から介護力とみなされ、サービスの利用調整が行われるケースがあること、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない状況であること、などの課題があり、今後、福祉・介護・医療・教育等関係機関が連携し、周囲の大人がヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげることが重要であるとされています。

また、国は令和2年から3年にヤングケアラーの実態調査を実施しましたが、各自治体においても実態把握のための調査を行うよう求められています。これらの結果から、国は今後取り組むべき施策として、早期発見、把握、支援策の推進、社会的認知度の向上を掲げています。

4国・東京都の支援策（令和5年度）についてです。国は、令和5年度は、令和4年度から実施しているヤングケアラー支援体制強化事業を拡充し、ヤングケアラー実態調査や研修の推進、ヤングケアラーコーディネーターの配置、ピアサポート等の相談支援体制の推進、オンラインサロンの設置・運営、支援策等を実施します。そのほか、子育て世帯訪問支援事業として、家庭訪問をし、子育てに関する情報提供、家事・療育に関する援助等を実施します。

また、東京都もヤングケアラー支援事業として、令和5年度は関係機関合同研修の実施やヤングケアラー支援推進協議会の設置、ヤングケアラーコーディネーター配置促進支援、ヤングケアラー相談支援等の補助事業を実施します。

次のページをお願いします。5調布市の取組（令和4年度）についてです。このようなことを踏まえ、市は今後の取組の方向性として、ヤングケアラーが家族の世話のために自身の可能性を諦めることがなく、自分の将来を切り開いていくことがかなう社会の実現に向けて、子ども生活部、福祉健康部、教育部が組織横断的に連携して対応していきます。

令和4年度は、調布市におけるヤングケアラーと思われる子どもに関する状況を

把握し、ヤングケアラーと思われる子どもの早期発見、支援につなげる仕組みづくりを検討するため、子どもの実態調査を実施しました。調査対象は市立小学校5・6年生、市立中学校の全学年、市内在住の高校世代及び大学1・3年生世代です。小・中学生は学校の先生の御協力をいただき、学習用タブレットを用いて学校で回答を、また、高校・大学生世代についてはQRコードを読み取り、個別スマートフォン、タブレット、パソコン端末でインターネット回答としました。回収率については記載のとおり、小学生、中学生は75%以上となりましたが、高校生、大学生世代については20%以下となりました。

また、参考として、下段に記載していますとおり、子ども以外に市内の関係機関に対してL o G oフォームを活用したアンケート調査を実施しました。回収率は約73%となり、ヤングケアラーについて「具体的な内容までは知らない」「支援方法までは知らない」と、約8割の関係機関が回答をしていました。

6 調布市子どもの生活実態に関する調査結果（一部抜粋）についてです。主な項目について一部抜粋をしています。「世話をしている人がいる」と回答した人は小学生が11.1%、中学生が6.6%、高校生世代が3.3%、大学生世代は4.1%でした。国の調査結果と比較すると、小・中学生では高いものの、高校生、大学生世代では低く、また、そのうちヤングケアラーの自覚のある人は各年代も1%台でした。

次のページをお願いします。世話をしている相手についてです。世話をしている相手については、グラフのとおり、小学生から高校生世代までは兄弟の世話が多く、大学生世代では祖父母・曾祖父母が多い結果となりました。市内には核家族や共働き世帯が多いため、兄弟の世話をしている子どもが多いと推察されます。

世話をしている頻度・時間についてです。世話をしている頻度は、どの世代も「ほぼ毎日している」人が多い一方で、右グラフのとおり、世話をしている時間が「2時間未満」と短期間の人が多くなっています。また、この資料には載せておりませんが、世話をすることによる生活の影響については、「特にない」と回答した人は、どの世代でも、無回答を除いて2割以上と一番多い回答となっていますが、小学生については約6割の人が「特にない」と回答していました。

世話のきつきについても、「特に大変さは感じてない」人はどの世代でも最も多い回答となり、3割程度以上、小学生では約5割を占めていました。これらのことから、お手伝いとお世話が一定数混在していると考えられます。

次のページをお願いします。希望する相談方法についてです。「自分のことについて話を聞いてほしい」「家族のお世話について相談に乗ってほしい」と答えた人について、希望する相談方法について質問したところ、高校生世代以外は「直接会って相談したい」が最も多い結果となりました。

7 調布市子どもの生活実態調査結果に関するまとめについてです。上から2つ目までの項目については、先ほど調査結果概要について説明をしたとおりです。世話の状況は、「ほぼ毎日している」人が多い一方で、世話の時間が「2時間未満」と短時間であり、世話をすることによる生活の影響は、世話のきつきを感じていない

人が多い一方で、「1日4時間以上」世話をしている人や、「きつきを感じている」人、「具体的な支援を求めている」人がいるため、そのような家庭への支援を研究していく必要があります。また、「今の自分の話を聞いてほしい」「直接会って話を聞いてほしい」という声が多く、子どもが気軽に安心して相談できる場を研究し、設置していく必要があります。

どのような状態ならヤングケアラーなのか。どのような状況なら相談したほうがいいのかということが子どもたちに浸透していかないと、自ら相談することにはつながらないため、今後、子どもたちへのヤングケアラーへの周知が必要と考えます。

次のページをお願いします。8調布市の取組（令和5年度）についてです。このような調査結果を受け、家庭内の問題として見えづらいヤングケアラーを早期に発見し、家族の状況に応じた適切な相談窓口や支援サービスにつなげるため、令和5年度から市の監理団体である公益財団法人調布ゆうあい福祉公社にヤングケアラーコーディネーターを配置しました。

ヤングケアラーコーディネーターの業務内容は記載のとおり、市内のヤングケアラーに関する相談及び適切なサービスの導入支援に関する業務、関係機関と連携した会議の開催に関する業務、市内の関係機関などを対象としたヤングケアラー支援に関する研修などの実施に関する業務、及び自らも外部機関研修に参加するなど、ヤングケアラー支援に関する知見の習得に関する業務、ヤングケアラー支援体制の構築に関する業務、ヤングケアラーに関する普及啓発業務となっています。

ヤングケアラーコーディネーターの配置後の支援体制についてです。児童分野である子ども家庭支援センターと福祉分野である調布ゆうあい福祉公社が連携することで、それぞれの分野で専門的知見とスキルを生かし、ヤングケアラーの早期発見、家庭の状況に応じた適切な支援につなげていきます。このことにより、ヤングケアラーコーディネーターと子ども家庭支援センターが役割を分担することで、児童やその家庭に寄り添ったきめ細かな相談体制が可能となるほか、学校・児童分野以外に、家族の状況が把握できる障害・介護ヘルパーなど福祉サービス分野からの早期発見がより可能となります。さらに、情報を調布ゆうあい福祉公社で一元管理することにより、18歳となったヤングケアラーに対しても支援が途中で途切れることがなく、切れ目ない支援体制を整えていくことができます。

下段のヤングケアラー支援体制を御覧ください。相談窓口についてですが、関係機関等からの相談はヤングケアラーコーディネーターへ御相談いただき、子どもや保護者、学校からの相談については子ども家庭支援センターすこやかで相談を受けます。ヤングケアラーに気づいてから関係機関につなぎ、支援から見守りなどのヤングケアラーコーディネーターとすこよかの連携と支援の流れについて図で示しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

また、市はこのほか、ヤングケアラー家庭を対象とした家事・育児支援事業を実施するほか、関係機関を対象とした研修を年2回実施します。研修時期等については詳細が決まり次第お知らせいたしますので、御参加のほどよろしく願いいたし

ます。

次のページをお願いいたします。最後に、9 ヤングケアラー支援体制イメージです。ヤングケアラーの下の段の四角く囲っている部分が各関係機関となりますが、各関係機関でヤングケアラーを発見した場合は、図の中央に記載のとおり、ヤングケアラーコーディネーターが子ども家庭支援センターと連携しながら既存の介護・障害サービスや、今年度から実施するヤングケアラーに特化した家事・育児支援サービスを提供し支援をしていきます。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会や相談支援包括化推進会議と共に連携し、取り組みます。

支援に当たっては、ヤングケアラーコーディネーターの下の四角囲い部分になりますが、子ども生活部、福祉健康部、教育委員会が組織横断的に連携し、関係機関を通じてヤングケアラーとその家族を社会的な孤立に陥ることがないように確実に把握するとともに、ヤングケアラーコーディネーターと連携し、ヤングケアラーとその家族を支援ができるよう体制整備を図っていきます。

最後になりますが、参考として、ヤングケアラー支援と調布市子ども生活実態調査に関する結果について市ホームページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

説明は以上です。

会長： ヤングケアラー支援に関する説明は以上であります。何か御質問、御意見等ございましたら、自由にどうぞ。

委員： 近年、ヤングケアラーのことが取り上げられていますけれども、親の会の保護者の方がそういう自覚があるかという、家族だから手伝うのは当然でしょみたいな感じはあるのですね。昔ながらのお手伝いで。本人たちも、それほど苦にしていなくても、それでお友達と遊ぶ時間が少なくなって嫌だという声もあったりとか。親の会では御兄弟がいれば全員ヤングケアラーかなと私は思っているぐらい、普通のことになってしまっていて、そういう障害児の御家族への理解啓発というか、ここまでは兄弟を犠牲にしてはいけないというか、御兄弟をヘルパーさんみたいに使っている方もいらっしゃるの。どこかについて行かせて何かさせてと、それは外注というか、別の方法で誰かに支援してもらったほうがいいみたいな情報も含めて、1回啓発が必要だと思っております。ですので、また出前講座とか御相談したいなと思っております。その場合はどこに御相談したらいいのでしょうか。

担当： 今年度、先ほど申し上げた関係機関の研修を実施ということで、まず初めに、学校の先生とか、部屋の中に入れる関係機関がヤングケアラーということをつながないとなかなか支援につながらないということがありますので、今年度は初年度ということで、まずは重点的に関係機関に対しての周知をしたいと思っております。それと並行しまして、虐待防止センターに相談をいただきましたら、そういった会を設けていきたいと思っております。

東京都も昨年度ぐらいから実施しております。今年度、関係機関に対しての研修を、この8月、9月の2回で行いますので、調布市としても初めての取組なので、

そういった研修に参加してから、関係機関や、お子さんや保護者の方にどのように周知していくかを考えてから研修を実施していきたいと思っています。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： 調布市の取組といっても、先ほど簡単な説明をさせていただいたのが初めて聞くシステムだと言われる方も多いと思うのですが、お分かりになりましたか。

確認を含めて、私自身も理解したいのだけれども、ヤングケアラーを早期に発見しなければいけない。特に深刻だと思われる方については、ということとしますと、相談窓口というところに2つ書いてある。関係機関等からの相談はヤングケアラーコーディネーターに。これは、先ほどの説明ではゆうあい福祉公社にと書いてある。もう一つは、子どもや保護者、学校からというのは、当事者を含めた相談は子ども家庭支援センターすこやかへと。では、この2つのルートがあるのだなと。いずれにしても、受動態、受け身なのだよな。御用聞きみたいに回っていくわけにいかないから受け身にならざるを得ないということですかね。

それでどれぐらい発見できるのだろうか。私はこのシステムを批判しているのではないですよ。当初からすごく難しいと思っているのですよ。委員の言われることも分かるし、第三者から見ていると、ケアラーだと思っていたら、そうかどうかという自覚の問題があるしね。

委員： なかなか認識が違うことも。

会長： そうそう。それは無理もないことですよ。親の会だけでなく、普通の家庭でも無理もない、そこら辺がある。それが受動態にならざるを得ない。それも無理はないな。

私は実効を上げてもらいたいと思うから、このシステムのことを深く理解したいと言っているだけの話なのだけど。まだ始まったばかりですから、今年度からやろうとしているだけです。これからということではありますけれども、まだ具体的に実績といえるようなところまでは行ってないという感じなの？

担当： 4月以降、受け身だけではなかなか発見ができないというところがありますので、各関係機関にコーディネーターが回っていただき、挨拶と支援についての……

会長： コーディネーターは、まずは関係機関に回っていくのですね。

担当： そうですね。虐待防止センターでも、施設紹介とか、会があったときに周知をさせていただくとともに、コーディネーターのほうも、地域包括と自分の今までの関係機関のところに挨拶に伺ったり、こういった状況だったら相談をしてほしいと。ただ待っているだけではなかなか相談に来ないので、今、そういうところも始めているところです。

また、4月以降、相談は少ないのですけれども、2件程度ありましたので、そちらについては合同でやっている。あと、コーディネーターを置く前に、もともとヤングケアラーと思われる子どもは一定数おり、それについては子ども家庭支援センターのほうで相談を受けて支援をしていましたので、そちらについても今後は一緒に支援をとということで、今引継ぎ等を行って調整を行っているところです。

会長： ぜひね。自治体によって様々なのです。うちはこのシステムをまずやってみようとして対応しているのだけれども。

あと説明してほしいのは、実態を知って、明らかに、かつ、ちょっと深刻かもしれないヤングケアラーだなど認定、見つかったとすると、具体的にはどういうサポートになるのですか。ケース・バイ・ケースで一概には言ないと思うのだけれども、例えば、自分より下の子どもの面倒を見るとか、家事、炊事を含めてやっているとかという人たちに、具体的にはどういうサポートが行われるのですか。

担当： まず、そういったケースは関係機関から御連絡を受けたり、お子さんから発信して学校の先生を通してこちらに連絡がありますので、まずはお子さんのほうのお話、どういったことで負担に感じているのかを聞き、家事を余りにもやっていて、受験なのに勉強する時間がないという場合は、家事・育児支援ですね。今までは養育訪問支援事業というのがあったので、そういったところで代替えをしてサービスをさせていただいたのですが、そういったものの提供と、あと、今後の将来の見通しを不安に感じているお子様が多いので、今後の奨学金とか、そういった制度についての説明が多くなっています。

会長： 家事・育児の代替が行われるということ？

担当： そうですね。そのお子さんが勉強する時間が取れるような形が今までの形になっています。4月以降の相談についても、高校生であったのですけれども、勉強と部活と家庭の両立について悩んでいるということなので相談をお受けしています。

また、難しいところは、こちらは支援が必要と思っても、お子さん自身も、話したらすっきりしたので、また何かあったらという場合と、あと、御家族が受けないということもありますので。御家族の御理解がいただけないと家庭に入っただけの支援というのは難しくなっていくと思います。

会長： 今年度、第一歩踏み出したと御理解いただければいいと思うのですよ。先ほどから申し上げているように、いかようにも難しいことは難しい。例えば、認定というか、明らかにヤングケアラーであるような御家庭、子どもが見つかったとして、家事・育児の負担を減らしてやるようなサポートが少しできたとして、それはそれでいいわけですが、それが、件数がうなぎ登りになってくると、またそこで壁に当たるのですね。

だけど、ここまで来たというところだと思っておりますので、この青少年問題協議会の中で今後報告してもらいながら、また色々考えさせてもらえればと。委員がおっしゃったように、親の会の中での実態みたいなものをぜひここで教えていただきながら、一緒に考えさせていただければと思っています。

ちょっと余談になるのだけれども、専業主婦が非常に多いというのは、歴史的に見ると非常に短い期間で終わったということではないかなという話がありますよね。働き口がなかった。それから、ボランティア活動を含めて社会活動の案件もそんなに多くなかった。数十年前までは両方で専業主婦が多かった。今はそうじゃないですよね。そうなってくると、この問題は前よりも逆に深刻化。半世紀前と比べると

豊かになったけれども、この問題は深刻になる可能性があるということですよね。昔であれば、半纏を着ている子どもはみんなヤングケアラーですかね。それは自然に行われていたけど。主婦が家におられる率が高かったからね。これ、現代における一断面の深刻な問題だと思っています。

本件に関して何かほかに御意見があれば。どなたかありますか。今日のところはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

では、そういうことで、具体的な支援に向けて、我が調布市も動き出しているということを御理解いただければと思います。

9 協議事項

(1) 令和5年度調布市青少年表彰について

会 長： 続いて、議題4「協議事項」、(1)令和5年度調布市青少年表彰、事務局から御説明申し上げます。

事 務 局： では、令和5年度調布市青少年表彰について説明いたします。

まず、表彰式の開催に向けたスケジュールから説明いたします。資料6を御覧ください。

先ほど説明しましたとおり、表彰式は3月2日に開催予定ですが、今年度は候補者の募集を今月から開始したいと考えております。

青少年表彰については、例年、10月中旬頃から候補者の募集を開始し、1月に専門調査員会での審査を実施し、2月上旬の第3回青少年問題協議会において被表彰者を決定するというスケジュールで実施してはいましたが、専門調査員会の場合などの意見を踏まえ、今年度は被表彰者の決定を早めるため、申請や審査の時間を前倒しするものです。

具体的なスケジュールについてですが、本日、この場におきまして青少年表彰の実施及びスケジュールの御承認をいただいた後、事務局から推薦依頼文書を市内の各団体へ配布いたします。昨年度は個人10名と1団体を表彰しましたが、昨年度に引き続き青少年の活動を広く拾い上げられるよう、市内の私立を含めた小・中・高等学校、公立のPTAや健全育成推進地区委員会など、様々な団体に推薦依頼文書を送付いたします。また、市報やホームページにも候補者の募集について掲載するとともに、TwitterなどのSNSでも候補者の募集について情報の発信を予定しております。

候補者募集は今月から開始し、締切りは8月31日までとしまして、9月中旬から下旬頃に専門調査員会を開催し、推薦書の内容が表彰に該当するか専門調査員の皆様に御検討いただきます。その結果を10月16日に開催予定の第2回青少年問題協議会の場で御報告のうえ、被表彰者を決定いたします。

令和5年度調布市青少年表彰につきましてはこのようなスケジュールで実施していきたいと考えておりますので、後ほど御協議くださいますようお願いいたします。

続きまして、表彰の要件などについて説明いたします。資料7及び資料8を御覧ください。

資料7、調布市青少年表彰規程では、表彰の対象者や表彰の対象となる行為、推薦方法や被表彰者の決定方法を規定しております。

第1条では、青少年表彰の目的を規定しており、青少年表彰は、地域社会に好影響をもたらした善行のあった青少年及び青少年団体を表彰することにより、青少年が自主、自立、自発の意欲に目覚め、他人を思いやる共感性を養い、たくましく生きていく精神が育まれる、より良き社会環境づくりに寄与することを目的としております。

第2条では、表彰の対象を規定しており、個人については、市内在住、在勤、在学の18歳までの者を対象としており、団体については、市内に事務所または事業所を有し、過半数が18歳までの者で構成された団体を対象としております。

第3条は、表彰の基準を規定しており、青少年関係団体の活動に協力し、指導に当たってその功績が顕著であるもの、社会福祉活動、社会環境の美化等の奉仕活動により青少年の模範と認められるもの、防犯、防火、交通安全等に係る啓発活動を積極的に行い、その功績が顕著であるもの、風水害、火災等の防護並びに交通事故、水難事故、その他事故の防止及び救助活動を行い、その功績が顕著であるものを表彰するものと規定しております。

続きまして、資料8の調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規ですが、こちらではより具体的な表彰対象の要件を規定しており、この内容を基に推薦のあった個人及び団体が表彰に該当するかの選定を行っております。

なお、資料7、調布市青少年表彰規程については内容の一部改定を予定しております。本日お配りしました参考資料、調布市青少年表彰規程新旧対照表（案）を御覧ください。

昨年と一昨年の2年連続でSDGsに関する取組を実施した個人及び団体を表彰してまいりましたが、その審査を行った専門調査員会の場において、SDGsの普及啓発など、社会への貢献を行った活動が表彰となるよう明記したほうがよいという御意見をいただいていたことを踏まえまして、今回改定を行うものです。

対象となるのは第3条であり、第5号として「地域行事への参加など、社会貢献活動を積極的に実施し、青少年の模範となるもの」という文言を追加いたします。これにより、SDGsの普及啓発活動をはじめとする様々な社会貢献活動へ参加したことを表彰の対象の行為として追加していきたいと考えております。

なお、この内容につきましては、本日の青少年問題協議会の場で御協議いただきましてから、改めて例規改正の手続きを行ってまいります。

説明は以上となりますが、先ほど説明いたしましたスケジュールと併せまして、青少年表彰規程を改定しながら令和5年度調布市青少年表彰を実施していきたいと考えておりますので、これらのことについて御協議をよろしくお願いいたします。

会長： 説明に関し、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。

委員： 以前、健全のどこかの地区の会で、内申に加点できるというような誤った情報が流れてしまっているようで心配しています。

具体的に申し上げますと、いわゆる内申書と言われているものは、調査書と言われています。5, 4, 3, 2, 1の点数が調査書の内申点です。各教科, 5, 4, 3, 2, 1の評定が内申点ですので、そこにこの青少年表彰が加点されるということはないです。ですので、そこはまず大前提としてお知りおきいただければと思っています。調査書というのは都立高校や私立高校に中学校が作成して出すものですが、そこに記載事項というのがあります。そこには記載することはできます。それを点数化するというということはないです。その記載事項に書かれたもの、例えば、都大会に出場したとか、全国大会に出場したとか、生徒会役員をやったというようなところに記載することはできますよというものですので、それが点数として高校側がどのように捉えるかは分からないのです。私立の学校によっては、そこをプラス1点とみなす学校もあるかもしれませんが、それは今年の要項が出てないから分かりません。

ですので、内申にプラス、加点されるという情報が流れると、この活動自体に支障を来すおそれがあるなと思っています。

以上です。

会長： それは重大な話だね。間違えないように。

それから、そういう意見が出たのであれば、歯に衣着せずと言うと、もうかなり前から、15年、20年ぐらい前からとっていいと思うのだけれども、推薦者の思惑の中にはそれがある。これはまさにそれを協議する場だから申し上げていいと思うのだけれども、一般の人に言うとまた誤解を…という話はずっとあるのです。尊い行為だからというのは先にあるわけですよ。尊い行為をつくり上げるということはないだろうから。でも、それを受験の評価に資するような形で推薦をしたいという思惑はある。

ですから、どうなのだろうな。なかなか難しい話だけれども、同等の行為であれば広く推薦が来ればいいのだけれども、特定の地区からたくさんとか、その中で認めるも、認めないも、この協議の場で慎重に審議してやればいいということだと思いますが。いかがですか。

委員： いつも専門調査員会の中でも話に出るのですけれども、内規とか色々細かいのをつくって、変更して、色々取りやすいように。要は、こちらは表彰状をあげたいのだけれども、以前にもありましたが、年齢や年限の問題があり、何で18歳になる前に推薦してくれなかったのかというケースもあつたりと。推薦に上がって、その件に関して話すときにはみんなにあげたいなという気持ちがあるのですけどね。

会長： 今度の7月から、まだなっていないのだけれども、することになって、フェア、平等に、同程度の尊い行為に関しては広く捨てるように門戸が広がるという方向に行けば少しはいいのかなという気はしますよね。だから推薦も難しいですよ。同等の視点で見る方が、例えば、推薦資格みたいな査定を受けて、10地区ぐらいにみんな

散らばってとかとなればいいのだけれども、なかなかそれもできないしね。

毎年毎年、貴重な行為を表彰しておりますけれども、やればやっただけで難しい問題があることはあります。委員がおっしゃったところはナーバスな大事なところなので、しっかりと、誤った情報が流れることがないように心してやってまいりますから、そこはお約束します。

ほかにどなたか、何か感じられることは。まだこれから募集の、この際ですから。次回でもいいのだけれども、何かありましたら。どうぞ。

委員： 僕も専門調査委員会をやっているのですけれども、出てくる推薦が固定してきてしまうのですね。お願いして、市内に広く知れ渡る方法を色々模索してはいただいているのですけれども、媒体はどれがいいかも見つからないのですが、そこは子どもたちが上の学校に行くときの一つのステップになるのであれば、それを踏まえれば、もっと幅広く、調布全戸じゃないですけれども、広がって行って、平等なチャンスを与えられる方法がくれたらいいなと思っております。

会長： 何かいい案はありますか。

委員： お願いしているのは、ホームページとか市報。あとは、単発ではなく何回か。1回、2回でなくて、数多く出してもらうとか。一番は口コミなのかなと思うのですけれども、口コミをどう広げていくかが課題になってくると思うので、その辺は今後そういうのも考えていったほうがいいのかと思っていますけれども。

会長： 結果的に受験の中でプラスに働くということはあるかもしれない。ただ、そのために必ずしもやっているのではなくて、尊い行為を顕彰してあげたいという思いでこれは発足しているわけでありましてけれども、であれば、フェアにということ。フェアにというのは基準が同じということと、知らなかったの、そんなのと言われないように広範に、両面あります。それはぜひ。これまでに上乘せして広報、PRするような場をなるべく管外でやってもらって。それは別に10月の会合を待つまでもないわけだから、こういう新機軸も含めてやりますというのが定まれば、委員の皆様はその時点で少しお知らせをして、頑張ってもらってください。

事務局： 私立の学校とかも含めまして、今まで推薦があったところを中心にこういったPRをやっていたというところがありますので、新しいものを開拓してまいりたいというのと、公正、公平というところもつながるかと思うのですけれども、書面を送るだけではなくて、直接担当がその会合とかにも訪問させていただいて、趣旨とか、こういう方たちをぜひ推薦してほしいのだということで、直接間違いのない説明する機会を今年度新たな取組として設けてまいりたいと考えています。ありがとうございます。

会長： 貴重な意見、ありがとうございます。

ほかに、何か思われるところがあれば。何でも結構ですが、ございますか。はい、どうぞ。

委員： 今聞いた、回るというのはすごくいいと思います。僕も学校で説明しているのですけれども、じゃあ、毎日、毎朝、正門を掃き掃除をしていけばこれをもらえるの

かとか、そう思うわけですよ。毎日ならそれはもらえるかもしれない。分からないけれども。あとは、自分の子供がクラブチームに入っていて、いい成績を取めたとか、水泳大会で優勝したとか、そういうのはまた別なのですよ。規定外です。大体みんな、いいところを推しておくのですけれども、いや、そこじゃないのだよなという、白けちゃうのです。僕の説明も下手だと思うのですけれども、その辺、直接説明に来てくれるとすごくありがたいです。いつも、お願いすると、ちょっと違うのばかりが来るのです。

会 長： それぐらい人気があるのか。

委 員： それはありがたいと思います。ぜひお願いしたいです。

事務局： 委員からお話のありましたとおり、こちらの内規、資料8の一番下辺りに書いてある部分のことだと思うのですけれども、教育委員会の表彰と重なっている部分がありまして、文化・スポーツ活動で優秀な成績を上げたものに関してはそちらの規定を準用することになっています。そこが勘違いを生んでしまって私どものほうに来たりとか、そういった事例もありますので、そこは教育委員会とも連携を取りながら、きれいにすみ分けしつつ説明をしていくのは必要になるかなと考えております。ありがとうございます。

委 員： 実際、PTA会長同士でも、これどっちだっけとなるところは正直あります。

会 長： その観点で寄せられる御質問の中には、やはり受験のときのプラスになればという思いもあるということですね。それは書けばいいわけですね。この表彰規程でなくても、こんな立派な成績を上げたと書けばいいわけですね。今日は受験の話をするために集まったわけではないのだけれども、それはそれで。

ただ、この表彰とのすみ分け、分かりやすくということですね。担当セクションに頑張ってもらうこと含めて、同じ基準で説明しないといかん。なかなか難しいですね。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

委 員： ここの表彰の基準のところに、青少年関係団体の活動とか社会福祉活動、環境の美化活動、防犯、色々な活動の基準がありますので、そういうところの団体にこういうものがありますみたいな説明をすると、割とここの趣旨に合った方の御推薦などもいただけるかもしれないので、今後、そのような団体についても周知していただけるといいのかなと思っています。

会 長： 取りあえずよろしいですか。

それでは、今後の改善点はそれぞれ取り組むということにさせていただいた上で、今回の制度変更含めた事務局案のとおり実施するということについてはよろしいでしょうか。期限の前倒しを含めてね。

(「異議なし」の声あり)

では、それは了承いただいたということで、よろしく申し上げます。

10 情報交換

(1) 調布警察署からの情報提供

会長： 続いて、次第5の「情報交換」に移ります。順は不同でございますが、まず調布警察署のほうから何か情報提供いただければ、よろしくお願ひします。

委員： 青少年表彰に関係するのかどうかは分かりませんが、今日の新聞にありまして、昨日11日に武蔵野署でインタビューをして、来たのはNHK、日テレ、TBS、私も先ほど確認したのですけれども、ネットニュースで検索すると出ます。内容をこれからお話ししますね。

6月20日のことなのですけれども、管内に居住する80歳の男性被害者の携帯電話にNTTよりお知らせ、「御利用料金につきましてお話ししたいことがあります。本日に携帯電話の番号に御連絡ください」という内容のショートメッセージが入ったと。被害者が記載されている電話番号に架電したところ、コンビニエンスストアに行ってPOS Aカード10万円分購入して料金の未納分を納めるようにと指示され、自宅から武蔵野市内のコンビニエンスストアに行ったのですね。POS Aカードを購入しようとしたのですけれども、なかなか購入の仕方が分からなかったもので、そのところに下校途中の調布北校の3年生5名がいて、呼び止め、カードの購入について質問していたが、その内容が意味不明で、3月に調布警察署のスクールサポーターの講話で聞いた架空請求詐欺の内容と一緒にあったため、詐欺の被害者であることを確信し、被害者と交番に行ってそこで未然防止ができた。すばらしい内容ですね。

3月に調布警察署のスクールサポーターが行って講義しているのですね。議題は薬物乱用防止と、2つめで例えば、闇バイトに気をつけなさいね、SNSで気をつけなさいねと。最後に特殊詐欺、こういう手口があるのだよ、予防方法はこうだよというようなことを、最後の1コマ、本当に短いコマなのですけれども、それをちゃんと5名は覚えていた。

NHKは1週間後ぐらいに特集を組むみたいなことを言っていました。でも、昨日のインタビューも立派なのですよ。

会長： ああそうですか。警察署もうれしいですね。こういう効果があるとね。

委員： いやあ、もう。場所は武蔵野署だったので、武蔵野署長の感謝状。うちのサポーターさんは少年育成課長ということで、別枠で出ると。

会長： 本当よかったですね。調布北高校の3年生。

委員： 3年生です。講義を聞いたときは3月だったので2年生のときにその話を聞いて、3年生に上がって覚えていて。先生に話を聞いたところ、大学受験があるので参考書か何かを買い終わったタイミングみたいな、そのようなことを言っていました。

会長： 効果が上がってよかったですね。だから、効果が本当にあるのだなというのが顕著になったので、我々が、中学生ぐらいも含めて何か御協力できることがあれば、また言っていただければ。

委員： 学校に出向いてそういう講義して、学生さんが御両親に、こういうときは気をつけてねというのもそうですし、おじいちゃん、おばあちゃんとかに対しても、そこ

から情報発信していただいで注意喚起ができるのかなというところで、学生から飛び火していろんな人という。

会長： そうですね。連鎖して。ありがとうございます。ほかにもございますか。

委員： 補導状況を参考にさせていただきたいのですけれども、全庁的に補導の件数は、令和2年ですと2万9,639件、警視庁全体です。3年が2万6,124。昨年がぐんと上がって、これ多分コロナの関係だと思えるのですけれども、3万2,963件ということで、この内訳で一番多いのは深夜徘徊です。深夜徘徊23時から4時、町中に出歩いているというケースです。調布市はどうかというところで、令和2年は230、令和3年89、令和4年50と減っています。その内訳として深夜徘徊についても令和2年は191、令和3年54、昨年は32と減っています。なので、風紀的に調布市は向上しているのかなというように感じを受け止められます。

参考では、どんな犯罪があるのかということで、当初、少年係が扱った事案なのですけれども、無職、16歳の少年、地方に住む人なのですけれども、管内居住の彼女宅にいたときに大麻を所持していたという事案が1つ。

あと、児童ポルノの違法、被疑者ということで、18歳の少年が密かに屋外からアパート室内に、携帯を利用して6歳の女兒と4歳の男児の裸を撮影して保存していたという事案。

あとは、不良少年らによる窃盗事件。これは集団窃盗ですね。4人がグループになって、パルコも入っていますけれども、管内のいろんなところで窃盗をする。窃盗した物に関してはリサイクルショップだとかネットで売ってお金にする。4名のうち1名は管内居住の被疑者ということで、全部送致も終わって、事件も終わっているところがございます。そのような事案を取り扱っております。

これでよろしいでしょうか。

会長： どうもありがとうございました。

(2) 多摩児童相談所からの情報提供

会長： 次、多摩児童相談所から御説明いただけますか。

委員： 今日は、青少年問題協議会ということなので情報提供をさせていただけたらと思います。

まず、多摩児童相談所の管内、調布市も含めて5市ございますけれども、多摩児童相談所と言えば調布市だよねと。規模的には府中市のほうが人口規模は大きいのですけれども、件数でいうと調布市が例年多いというような傾向がずっと続いております。調布市、警察署も含めて市の取組もよろしいのかと思えますけれども、若干、件数の伸びがだんだん緩慢になってきて、昨年度は減少に転じたというようなことがございます。後ほどの資料でまた御説明します。

めくっていただいで、シートの番号でいうと7、8ですかね。上段が児童虐待相談対応件数の推移、全国・都内、下が多摩児童相談所の虐待の件数の推移ですね。上の全国と都内を見ると、これはまだ令和4年度の速報値が全国も都内も出ていな

いのですけれども、令和3年度は前年度の令和2年度と比べると随分伸び率が穏やかになったのですね。そろそろ高止まりになってきたのかなというのが令和3年度でした。

ただ、下を見ると、当所はどうかということ、同じように令和2年度から令和3年度は、ほぼ横ばいとまでは言わないですが、前年度103%ぐらいなのですね。昨年度もそのぐらいでいけたらいいなと思っていたのですけれども、またベクトルの角度が上がりまして、件数でいうと200件以上増えまして、前年度比116%ということでもたまたま増えてきている傾向があります。まだ予断を許さないかなと。

めくっていただいて、10という番号がついている、次のページの下段、虐待相談受理件数の5市別の内訳というところで、5市それぞれ、過去3年間の推移を示させていただきました。調布市、例年、一番多いことは多いのですね。ただ、令和3年度になると、前年度が507件だったのに対して、昨年度は478件だったということで減少に転じた市は調布市だけですね。ほかの市は全部増えております。多摩市の伸びは1.5倍ぐらいになっていて非常に増えているのですけれども、調布市は今、減少に転じているというところがあります。

この辺分析はできていないのですけれども、いろんな取組の効果もあるのかと思いますが、私が昨年度着任させていただいて、令和元年度も児童福祉課長代理という立場でやらせていただいたのですけれども、調布市の子ども家庭支援センターすこやか、調布市は色々財産があるかと思えますけれども、すこやかというのは調布市の財産だなと思うぐらいです。非常に献身的に地域の親子の支援に取り組んでいただいております。きちんとした役割分担とか、ここまでやったからお願いねということではなくて、協働して、のりしろ的に、我々もやるし、お互いにやろうねという形で連携できているので、非常にありがたいなと思えますし、そういう効果も少し出てきているのではないかなと。そこは体感的な話ですけれども、感じています。引き続きよろしくお願ひしたいなと思っています。

それと、どこからいただく虐待の通告、相談件数が多いのか。例年どおり警察からいただくものが多いです。調布警察からいただくのが、昨年度は虐待件数だけで328件でした。前年度が366件ということで、前年度比の90%なのですね。なので、警察のほうでも色々ケースの精査をしていただいて、そういうことになっているのかなと理解しているところです。

このグラフを見て、その他が139件から239件と増えているのですけれども、これは児童相談所、当所の判断で、これまで例えば非行の相談で関わっていたケース、あるいは育成相談、それこそ子育ての悩みで関わっていたようなケースが、関わっていくうちに家庭の事情がだんだん分かってくると、今起きている問題は根っこに虐待の問題があるのだなというところで精査し直して、きちんと虐待の部分にフォーカスをして支援・指導していかなければいけないなということで、児童相談所の中で判断して主訴を取り直すことがあるのですね。それが昨年度はかなり力を入れてやってきた結果になっているのかなと思います。

下の円グラフです。これは皆さんも御承知かと思います。児童相談所のほうで関わる、子ども家庭支援センターもそうだと思いますけれども、虐待4種類、身体的、心理的、ネグレクトとあるわけですが、大体6割が心理的な虐待。これは警察からいただくケースのほとんどが泣き声通告だとか、どなり声通告で110番されて、子育て家庭であれば児童相談所のほうに通告をいただくというような結果が反映されているのかなと思います。児童相談所も子ども家庭支援センターも、特にリスクのアンテナを張るのは、年齢的に言えば、もちろん乳幼児ですね。乳幼児の中の身体的な虐待とネグレクト。身体的というのは命のリスクというところですからすぐにイメージつくかなと思いますが、ネグレクトというのも自分の力で身を守ることができない、栄養を摂取することも困難だということから死に直結しますので。どの虐待についても丁寧に扱わなければいけないのですけれども、特にリスクとして高いなと感じて対応しなければいけないのは、乳幼児の身体的な虐待とネグレクトというような認識をしているところです。

あとは青少年問題協議会ですので、非行相談ということで掲載をさせていただきました。件数でいうと虐待の件数よりはるかに少ないのですけれども、非行という形で表面化されて児童相談所にたどり着いたケースがこういう件数になっています。非行の裏には虐待があるとよく言われていまして、虐待的な環境の中で育ってきた子は思春期に入ると非行に走っていくというようなところがありますね。ですから、非行で取っていても虐待、虐待で取っていても非行の要素があるというようなケースがあります。

先ほど調布警察からもありましたけれども、児童相談所で関わる非行のケースとして今トレンドとしてあるのは、家庭内の親子不調が多いですね。昔のように、暴走族だとか恐喝、窃盗、そういうものではなくて、家庭内の親子不調。その中でもゲーム、あるいはスマホのトラブル、そこから課金の問題が出てきてしまって親子げんかになってしまったりとか、そういうことが非常に多い。もう一つは発達障害を抱えたお子さんですね。学校の現場、保育園の現場でも色々御苦労されているかと思います。その子も本当に困っている状態なのですけれども、加害行為を起こしてしまったりして、一つの集団に適應できないお子さん、家庭の中でも適應できないようなお子さんが、その発露として暴力を振るってしまうというような形で、結果として非行として扱わざるを得ない、そういうケースもありますね。

それと、家庭の中が脆弱であったり、あるいは虐待を受けていたり、そういうことの結果から家庭の中に居場所がなくて外に求める。先ほどのスマホの問題もありますけれども、外にSNS等で求めて。昨日も他市の要保護児童対策地域協議会でもお話が出ましたけれども、ト一横だとか、グリ下というものもあるのですね。グリ下って何だと聞いたら、大阪のグリコの看板の下をグリ下というのですね。もう一つ、名古屋で何とかというのがありたいで、東京では新宿のト一横ですよ。無断外出、外で不良行為をしてしまう。それもいけない行為ではあるのだけれども、家庭の中、あるいは地域の中で居場所のない子がさまよって、非行として来ざるを

得ない。そういうケースが児童相談所にたどり着くお子さんで多いかなと思います。

そういう形で、虐待もそうですし、非行の子もそうなのですけれども、家庭の中に戻すことが難しいというお子さんは一時保護せざるを得ない。昨年度もお話しさせていただいたとおり、一時保護所は今ひっ迫し続けています。令和3年度は、当所の一時保護した件数が約180件だったのです。昨年度は、大変だというのはこの場でもお伝えしたかと思うのですが、結局280件でした。前年度の1.5倍です。都内の一時保護所の定数、定員が250名なのですけれども、常にオーバーしている状態。オーバーしていても、定員いっぱいなので入れませんということは当然できないので、どこも150%超え、200%近くの定数。もうお部屋に入り切らないので廊下で寝かさざるを得ない、そういう余りよくない環境の中で保護をしているというような状況です。

ですので、一時保護せざるを得ないのですけれども、できるだけ速やかに親等に指導して、あるいは見守りネットワークをつくって地域に返す、家庭に返すか、それでも返せないお子さんは施設等をお願いせざるを得ないのですけれども、施設もいっぱいなのです。ですから、施設のほうでも2か月ぐらい待ってくださいとかと言われてしまうのですね。そうするとどうしても保護所のほうで滞留してしまうのです。

この滞留を改善していくためには、調布市は東京都のモデル事業に参加していただいていますけれども、虐待を起こさせない、発生させないという未然予防ですよ。母子保健分野と連携しながらやっていく。虐待を起こさせないということと、現在起きてしまっている部分があるので、先ほど施設がいっぱいだというお話をしましたけれども、施設だけではなくて、一番最後の養育家庭、一般的には里親と呼ばれていますが、里親を増やして、施設がいっぱいでも里親にお願いできるという資源を増やしていかなければいけないですね。

そういったところで、平成28年度以降、社会的養護という施設、里親を社会的養護というのですけれども、里親を増やすために色々取り組んでいるところです。調布市はずっと力を入れて一緒に協力していただいて、最後のグラフをみると断トツですよ。ほかの1桁に対して、16件、17件という形で登録をしていただいている。それでも全く足りないのですね。ですので、できるだけこういう機会に養育家庭、里親になっていただける方、あるいは、なっただけなくても、里親が地域の中で安心してお子さんを育てていけるような理解者を増やすことも大事ですので、今年度も子ども家庭支援センターの御協力もいただきながら、里親の体験発表会とか制度説明会をさせていただくことになっていきますので、市役所の方、関係機関の方も含めて、ガイダンスがありましたらぜひ御参加いただけたらなと思っております。よろしく申し上げます。

会長： ありがとうございます。今の御説明に何か御質問等ございますか。

1つだけ私から。10ページの多摩児童相談所虐待相談受理件数、5市別内訳、この棒グラフなのですけれども、確かに件数は調布が一番多い。大ざっぱに人口比で

みますと、うちは狛江の3倍、稲城の2.5倍、多摩の1.6倍ぐらいだから同数ぐらいかなと。明らかに府中はうちより人口が多いわけですから、府中よりは多い。あとは横並びぐらいかなという感じという理解が1つ。

それから、相談体制が整っていると件数が増えるということはある得ますか。自分の家庭から、もしくは第三者からでも、それはあるのですか。

委員： 相談のしやすさというところでいいますと、増える。

会長： 皮肉なことに件数は増えちゃう？

委員： はい。

会長： 分かりました。それで結構です。

(3) 中学校校長会からの情報提供

会長： それでは次、校長会等から話題がありましたら。

委員： 反社会的な行動を示す子どもたちは本当に減っています。各校とも落ち着いていると思います。その反面、調布警察、多摩児童相談所がおっしゃったとおりで、特別な支援が必要なお子さんだとか、不登校生徒の対応は今増えてきて、それぞれやっているということ、発達障害のお子さんは8.8%いるという話がありますので、その中で対応して、不登校予備軍も入れると1割ぐらいということなので、関係機関と連携しながらやっていて、本当にすこやかはすばらしいなといつも思っています。そのように相談体制が整っている調布市はすごいなと。

会長： 理想は、お電話しやすく、件数も減っていくようにですかね。

委員： そんなところで、中学校も頑張っていきますので、よろしくお願いします。

会長： ありがとうございます。

それでは、今日出た案件を振り返って、もしくは、それ以外の観点からでも何かお気づきのこと等御意見ございましたら、御自由に。最後、どうぞ。何かありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)。

11 その他

会長： それでは、次第6に移りますが、事務局から次回の日程について申し上げます。

事務局： 次回、次第の末尾のほうにも書かせていただいておりますとおり、10月16日月曜日午前10時から、こちら市長公室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長： これで本日の議題は全て終了いたしましたので、令和5年度第1回調布市青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会